

国公立高等学校等奨学のための給付金（新入生に対する前倒し給付）の受給申請手続きについて

奨学のための給付金 制度概要

全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために、奨学のための給付金を支給します。(返済の必要はありません。)

前倒し給付 制度概要

低所得世帯の高校生等が特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、府内に在住する新入生の授業料以外での教育費の経済的負担を軽減するために、希望者に対して、奨学のための給付金のうちの一部を4～6月相当分として前倒しで支給します。(返済の必要はありません。)

前倒し給付を申請した場合も、7月～翌年3月相当分を受け取るには通常申請が別途必要です。

通常の「国公立高等学校等奨学のための給付金」の受給申請手続きについては、7月頃にご案内予定です。

★前倒し給付と通常申請双方に該当する場合

前倒し給付と通常申請の両方を申請：給付金の年額の4分の1を9月頃に、残りを12月以降に受け取ることができます。

6月：前倒し給付の申請	7月：通常申請	9月頃：前倒し分の支給	12月末頃：通常分の支給
令和3年4月1日の状況 ・生活保護(生業扶助)受給世帯 ・令和2年度の税額が非課税の世帯	令和3年7月1日の状況 ・生活保護(生業扶助)受給世帯 ・令和3年度の税額が非課税の世帯	4～6月相当分として 下記に記載の【給付金額】の4分の1の額を支給します。	7月～翌年3月相当分として 下記に記載の【給付金額】から4～6月相当分の給付金額を引いた額を支給します。

通常申請のみ申請：年額（下記【奨学のための給付金 給付金額】参照）を一度に受け取ることができます。

7月：通常申請 令和3年7月1日の状況 ・生活保護(生業扶助)受給世帯 ・令和3年度の税額が非課税の世帯	12月末頃：通常分の支給 下記に記載の【給付金額】の額を支給します。
---	--

奨学のための給付金 給付金額

区分	対象生徒の区分	給付金額（★が前倒しの給付額）		
		全日制・定時制	通信制	専攻科
1	生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている生徒	★8,075円 (年額：32,300円)		
2	道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯	区分3に該当する兄弟姉妹のいない生徒	★27,525円 (年額：110,100円)	★12,125円 (年額：48,500円)
3		生徒と同じ世帯に扶養されている兄弟姉妹がa・bのいずれかに該当する場合 (※1※2※3) a 兄・姉が高等学校等に在学する場合 b 15歳以上23歳未満で、中学校や高等学校等(全日制・定時制)に在学していないこと	★35,425円 (年額：141,700円)	

※1 働いていないこと（収入が扶養の範囲内の方は除く）

※2 前倒し給付においては、年齢及び扶養者の状況は、令和3年4月1日時点で判断し、扶養の状況は健康保険証の被保険者氏名が保護者等（親権者）であることで判断します。

※3 一人親の場合、当該兄弟姉妹は、申請者（親権者）に扶養されていることが必要であり、再婚相手等申請者以外の親に扶養されている場合は、上表の兄弟姉妹には該当しません。

前倒し給付の要件

前倒し給付を受けるには、令和3年4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が**非課税（0円）**、もしくは**生活保護（生業扶助）**受給世帯であること
- ② 保護者等（親権者全員）が、**大阪府内に住所を有していること**(※)
- ③ 生徒が、就学支援金の支給を受ける資格を有する者、又は高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと（令和4年3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問い合わせください。）
- ⑤ 生徒が、国公立の高等学校等に在学していること（大阪府外の国公立高等学校等も対象となります。）
- ⑥ 生徒が、令和3年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること

※ 保護者等（親権者）のうち一方が大阪府内、一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯に限り、大阪府教育庁に申請できます。他の都道府県に対して重複して申請を行うことはできません。

※ 保護者等（親権者）の両方が他の都道府県に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

※ 給付回数は、通算3回（定時制・通信制の場合は4回。専攻科は2回、ただし修業年限が1年なら1回）が上限となります。ただし、学び直し支援金制度対象者は1回（定時制・通信制の場合は最大2回）まで追加給付が可能です。

児童養護施設に入所している生徒や里親に養育されている生徒で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は、この給付金の対象となりません。

前倒し給付の申請に必要な書類

前倒し給付の支給を受けようとする新入生の保護者等は、**受給申請書**に下記の書類を添付して、学校の定める期日までに提出してください。下記の区分については、p. 1の【奨学のための給付金 給付金額】をご参照ください。

ア **生活保護受給証明書の原本**（生業扶助の記載・世帯全員の名前・生年月日・続柄のあるもの）（注1）【区分1】

イ **保護者等（親権者全員）の課税証明書等**（注2）【区分2・3】

ウ **生徒本人の健康保険証の写し**【区分2・3】

エ **生徒の兄弟姉妹の健康保険証の写し**【区分3】

オ 次の条件に該当する兄弟姉妹がいる場合、**兄弟姉妹の在学証明書の原本**（注1）【区分3で、該当するとき】

- ・ **3a**の高等学校等に在学する**兄姉**が23歳以上であるとき
- ・ **3b**の兄弟姉妹のうち、**弟妹**が通信制の高等学校等に在学しているとき

カ **給付金振込先口座の通帳等の写し**【いずれの区分も必要です】

注1 上記のアとオについて、**令和3年4月1日以降**に発行されたもの

注2 上記のイについては、以下の①～③の**いずれか**の書類をご提出ください。

① **令和2年度市民税・府民税 課税（非課税）証明書**（コピー不可）

全部の事項が記載された**原本**で、市町村の税証明窓口で**3か月以内**に発行されたものに限りです。

② 【サラリーマン世帯の方】**令和2年度市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）**のコピー

サラリーマンの方等に令和2年5～6月頃、勤務先から配布されているものです。

A 3用紙1枚に全体が入った状態で、分割せず、原寸大でコピーされたものに限りです。

③ 【自営業世帯の方】**令和2年度市民税・府民税 納税通知書**のコピー

自営業の方等に市町村から送付されるもので、全てのページが原寸大でコピーされたものに限りです。

※ 高等学校等就学支援金の受給資格認定申請書を学校に提出した際に、マイナンバーを提出した方が課税証明書(又は非課税証明書)を省略することはできません。アの生活保護受給証明書の原本、又は、イの課税証明書等を添付された方は提出を省略できます。

必要書類チェックリスト

		生活保護世帯	非課税世帯	
		区分1	区分2	区分3
奨学のための給付金受給申請書（前倒し給付用）		○	○	○
添付書類	ア 生活保護受給証明書	○	×	×
	イ 保護者等全員分の課税証明書等（令和2年度分）	×	○	○
	ウ 生徒本人の保険証の写し	×	○	○
	エ 生徒の兄弟姉妹の保険証の写し	×	×	○
	オ 生徒の兄弟姉妹の在学証明書	×	×	△
カ 通帳等の写し		○	○	○

※ 保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税であることが確認できない場合（例：海外赴任等）は、この給付金の支給を受けることはできません。

※ 配偶者控除を受けている場合であっても、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は必要です。

前倒し給付の申請期限

申請書類等は、必ず学校が定める期限までに学校事務室に提出してください。

前倒し給付の申請先

在学する学校の事務室

前倒し給付の支給時期

受給申請書の審査等を行い、認定された場合は、9月末までに指定された保護者等の預金口座に振り込む予定です。ただし、生徒が在籍する高等学校等の学校徴収金に未納又は未収金がある場合は、給付金を充当して相殺します。

学校からのお知らせ

Q. 奨学のための給付金とは何ですか。

A. 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減する目的で支給する、返済不要の給付金です。

Q. 前倒し給付とは何ですか。全員が申請するものですか。

A. 特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、府内に在住する低所得世帯の保護者に対し、奨学のための給付金の一部を前倒しで支給する制度です。該当する新入生の保護者のうち、前倒しを希望される方だけが申請します。

Q. 通常申請についてはいつ頃案内がありますか。

A. 通常の「国公立高等学校等奨学のための給付金」の受給申請手続きについては、7月頃のご案内予定です。

Q. 令和2年度・3年度共に非課税の世帯です。前倒し給付を申請すれば、通常申請はいらないのですか。

A. 必要です。前倒し給付と通常申請両方に該当する世帯（令和3年4月1日及び7月1日の両方の時点で生活保護（生業扶助）を受給している世帯、もしくは令和2年度・3年度の両方の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）の世帯）であれば、7月～翌年3月相当分を受給するためには、前倒し給付の申請とは別に通常申請をする必要があります。前倒し給付は4月1日の状況、通常の申請は7月1日の状況で判断します。

Q. 令和2年度・3年度共に非課税の世帯です。前倒し給付を申請せず通常申請のみ行った場合、金額は変わりますか。

A. 同じです。前倒し給付は、年額のうち4分の1を先に支給する制度です。前倒し給付と通常申請両方に該当する世帯（令和3年4月1日及び7月1日の両方の時点で生活保護（生業扶助）を受給している世帯、もしくは令和2年度・3年度の両方の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）の世帯）であれば、前倒し給付・通常申請の両方を申請した場合と、通常申請のみを申請した場合とで、給付金額の年間の合計は変わりません。

Q. 令和2年度は非課税でしたが、令和3年度は非課税ではなくなります。前倒し給付の対象ですか。

A. 前倒し給付の対象ですが、通常申請には該当しません。4～6月相当分の金額のみ受給できます。ただし、家計が急変したことによって収入が激減し、急変後1年間の収入が非課税相当に減少した世帯は給付金の対象となる場合があります。後日ご案内予定の「奨学のための給付金 家計急変世帯への支援」をご覧ください。

Q. 住民税のうち所得割額は0円ですが、均等割額が0円ではありません。対象となりますか。

A. 対象です。保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であれば、均等割額が0円ではなくても対象となります。

Q. 家に高校生が2人います。2人とも申請できますか。

A. 要件を満たす生徒が複数いる世帯は、生徒それぞれについて申請が可能です。ただし、前倒し給付の対象は新入生のみです。在校生は該当しません。

Q. 申請者以外の名義の口座を振込先口座とすることはできますか。

A. 申請者以外の名義の口座でも申請が可能です。

Q. 結果や振込日はどのようにわかりますか。

A. 学校を通じて「支給決定通知書」をお渡しします。認定された場合は、支給決定通知書に振込予定日を記載します。

お問い合わせ先**●りんくう翔南高等学校 事務室**

電話：072-483-4474

FAX：072-483-7992

●大阪府教育庁 施設財務課 奨学のための給付金担当

電話：06-6941-0351(代)

FAX：06-6946-1141

●府民お問合せセンター ピピっとライン

電話：06-6910-8001

FAX：06-6910-8005

●大阪府ホームページ「大阪府国公立高等学校等奨学のための給付金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/kyufukin/>